

国有地の売却・賃貸に関する基本方針について

- 国有地の売却等については、公用・公共用の利用を優先する考え方を基本としつつ、迅速かつ透明・公平に行うため、原則となる統一的なルールを定めています。
- 令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、有用性が高く希少な国有地については、将来世代におけるニーズへの対応のため、留保財産として、所有権を留保しつつ、地域・社会のニーズを踏まえ、定期借地権による貸付けを行うこととしています。
- 留保財産以外の財産については、3か月間、地方公共団体等からの取得等要望の受付を行い、受付期間中に取得等要望がない場合には一般競争入札により売却することとし、取得等要望があった場合には、地方公共団体等に対して、2年以内の契約締結を求めます。
- また、国有地の売却等がなされるまでの間は、維持管理費用の削減や土地の有効活用を図るため、一時的な貸付けを行うなど暫定的な活用を進めています。
- このほか、廃止が決定した庁舎・宿舍の跡地などの活用にあたっては、地域の整備計画に資するため、地方公共団体からの取得等要望を受け付ける以前から、地方公共団体と緊密な連携を図っています。

留保財産

地元との協議
民間ニーズ調査

利用方針案
の策定

利用方針の決定
①：公共随契対象施設
②：民間収益施設
③：複合施設
④：地域の意見なし

随意契約（**定期借地**）
または
二段階一般競争入札（**定期借地**）
注：利用方針により手続きが異なります。

留保財産以外の財産

3 か月間

4 か月間

2 年以内

地方公共団体等
から要望の受付

要望あり

財務局による審査

相手方決定

見積り合せ

随意契約
（**売却**または**定期借地**）

要望なし

一般競争入札
（**売却**）

暫定活用

売却等までの間、暫定的な活用（一時貸付、3年を超える貸付け、事業用定期借地）を促進